

会議の名称	令和7年度 第3回 都城市国民健康保険運営協議会
日 時	令和7年10月15日（水）午後3時～午後4時20分
場 所	本庁4階 秘書広報課前会議室
出席委員	森田委員、和田委員、時任委員、福島委員、落合委員 柿木原委員、永友委員、徳留委員、川島委員
欠席委員	北別府委員、高城委員、濱田委員、山森委員
事務局	岩崎健康部長 保険年金課 河津課長、大井副課長、大峯主幹、平川主幹、東主幹、 東専門員、満行主事、肥田主事
傍聴者数	4名
会議次第	1 開会 2 健康部長あいさつ 3 会長あいさつ 4 議事 前回の振り返り ・保険税水準統一の本市の課題・影響 ・子ども・子育て支援金制度 （1）算定方式の変更と激変緩和策について （2）モデルケースによる保険税の試算 （3）今後の国保財政の見通し 5 その他 （1）次回開催日時 第4回 10月29日（水）午後3時から午後4時30分 6 閉会
配布資料	令和7年度第3回国民健康保険運営協議会次第 出席者名簿 令和7年度第3回 国民健康保険運営協議会
議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	1 開会 2 健康部長あいさつ 3 会長あいさつ 4 議事 議事録署名委員選出 議長の指名により1名選出 前回の振り返りについて 令和7年度第3回 国民健康保険運営協議会資料（p.2-p.3）により事務局説明

議長	前回の振り返りについて事務局から説明がありました。 ご質問はございませんか？ 質疑無し
事務局	(1) 算定方式の変更と激変緩和策について 令和7年度第3回 国民健康保険運営協議会 (p.4 -p.14) により事務局説明
事務局	(2) モデルケースによる保険税の試算 令和7年度第3回 国民健康保険運営協議会 (p.15-p.21) により事務局説明
議長	算定方式の変更と激変緩和策について、続けてモデルケースによる10例ぐらいのケースの保険税の試算についてご説明いただきました。難しい細かい計算が裏にありますので、この表だけでは理解し難いものもありますけれども、何かご質問等ございませんでしょうか。
委員	この表では、資産を持っている人たちが軽減されて、あと収入の多い人たちが軽減されるという形になるのですか。
事務局	資産を持ってる方については、資産割が廃止になるので減額になります。ただ所得については、必ずしも減額になるかどうかはわかりません。負担の割合が変わりますので、所得によって増減が変わってくると思います。
委員	激変緩和の策を講じなかった場合は、令和7年度から令和11年度の表の方になるという理解で良いですか。モデルケースで激変緩和が入っている方が、差額が大きいような気がします。
事務局	モデルケースは全て激変緩和が入っています。
委員	激変緩和をしなければ、令和11年度のものにいきなり変わるという意味ですか。
事務局	そうなります。ですから、8年度も上がりますし、9年度、10年度にモデルケースで記載している金額より上がることになります。だから、10年度は11年度と同じ金額になると思います。
議長	よろしいですか。
委員	はい。
議長	他にございませんか。

委員	応能：応益が理想は50：50ですが、資料6ページから、今は応能57.4（：応益42.6）ということですか。
事務局	現在の応能、応益の割合については、今言われたとおり57.4%と42.6%です。
委員	3方式にした後に、理想として（応能：応益）50：50に持っていく予定だけど、6ページのように崩れる可能性はありますか。所得割で50確実に賦課するとか、少し上回るとかいうことはあるのでしょうか。
事務局	最初に賦課割合を（応益：応能）50：50に持っていってとしても、税率を算定して実際に賦課したときに、それがずれることは十分予想されます。ただ、大きくずれることはないと思います。目標が50%なので、そこを目指して賦課していきます。
委員	医療費が上がったとすると、その50：50になってくるので、均等割、平等割も上がっていくということですね。
事務局	医療費が上がれば全体的に上がるので、上がった分の50：50になります。
委員	医療費が上がれば、その分の50：50で上がっていくということでもいいんですね。その軽減、2割軽減とか入ってくると思うんですけど、結果的に（軽減措置から）外れてしまったというときには、何か予算措置とかあるんですか。
事務局	医療費が上がれば、均等割の税率も上がりますが、上がった均等割に対して7割とか5割とか軽減がかかるので、軽減の額も上がります。軽減だけを置いて賦課することはないので、軽減額も増えることになります。割合は7割、5割、2割ですが、金額は変わります。
委員	わかりました。もう1点質問があります。
議長	はい、どうぞ。
委員	基金についてですが、令和5年までは増えてきているけど、令和6年、令和7年は、財源の不足で充当されたということでしたが、これは医療費が見込みよりも大きくなったからでしょうか。
事務局	医療費については県から普通交付金という形で交付されます。県下で交付される普通交付金の財源として、国民健康保険事業費納付金を県に納めますので、納付金の額が増えます。 納付金の額が増えれば、増えた分の保険税を集める必要がありますが、

保険税率を平成23年から据え置いているので、財源不足が生じてきています。

委員

交付金が少なく入ってきたということですか。

事務局

交付金は医療費分入ってきています。ただ、県の財源となる納付金が上がって、それを賄うための保険税が不足してきたということです。

委員

県に納める納付金に基金を入れたということですか。

事務局

はい、そうです。

議長

自費で調整したということですね、事務局の方で税率を変えずに。県の納付金額は、その年その年で違って来るから、税率を上げなければ元金がないわけですから、基金でしか調整できない。そういう意味ですよ。

事務局

そうです。

議長

大きな病気か伝染病がバーンと広がったときなんか、これで賄いきれるかという、これはもう予測が付きません。ただ命綱みたいなものですよね。何かがあったときに、調整するために使わせていただく。ただ、その背景には税率を抑えたがために、この部分で調整をせざるを得なかったという実態が出てきたという、そういうことです。

議長

モデルケースによる保険税の負担について以上ということでよろしいですか。
質疑無し

事務局

(3) 今後の本市の国民健康保険の財政の見通しについて
令和7年度第3回 国民健康保険運営協議会 (p.23-p.35) により事務局説明

議長

ただいま事務局からまとめとして示されたとおりであります。賦課方式が4方式から3方式に移行して、全体の全県的なバランスをとりたいということ。それから、基本的には3方式にしたときにも(所得割：均等割：平等割を)50：35：15という割合を堅持しながら、三つの割合がバランスよくあることを基調としていく。

最後に、子ども・子育て支援金分課税が3方式とするということで、これもまだ具体的には指示がないようでありますけれども、近日中にまた国の方からの指示があるというお話でしたので、今後の問題としてまた事務局の方にお任せしたいと思います。

全体として、委員の皆さまからご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

	質疑無し
議長	国保の運営基金残高が、だんだんだんだん下がっていく傾向が予想されるということでしたので、これが全然なくなるということで、先ほどちょっと聞き漏らしたのですが、補填先として何か条例との関係があるというようなことをお話いただいたのですが、ちょっと説明していただけますか。
事務局	基金の処分については、条例で要件が決まっています。 ①国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用が不足した時。②もう一つが保健事業の費用に充てる場合。保健事業というのは人間ドックとか健診とかそういったもの、それから、はり・きゅう・あんまの助成。③国民健康保険税の軽減に充てる場合。先ほどの激変緩和のときに基金を充当するということです。④財政上必要があると認められる場合。実際は予算措置をしておく必要がありますが、それが間に合わない場合。先ほど大規模な感染症が発生した場合に、県から保険給付費分については交付されるのですが、それもすぐにはできないときの4つの要件になります。
議長	他に皆さまございませんか。 質疑無し
議長	議事関係は全て終了しましたので、私の方の仕事はこれで終わりにしていただいて事務局にお返ししますので、よろしくお願いします。
事務局	5 その他 (1) 次回の運営協議会について 令和7年10月29日(水)15時から本庁南別館4階研修室 6 閉会

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

議長

柿本 康雄

委員

福島 義隆